

## 福岡地方裁判所委員会（第54回）議事概要

### 1 開催日時

令和5年2月10日（金）午後2時00分から午後4時00分まで

### 2 場所

福岡地方裁判所431号共用室

### 3 出席者

（委員）

田口直樹（委員長）、有馬久富、内田敬子、岡村耕二、河原誉子、神崎智子、黒川尚子、西村香織、馬場宏明、林雅子、松尾重信、百枝孝泰（委員長以外の委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

第4民事部部総括裁判官中園浩一郎、第3民事部部総括裁判官松葉佐隆之、事務局長花守英二、民事首席書記官北原正文

（庶務：福岡地方裁判所事務局）

総務課長小田将士、総務課課長補佐栗山尚久

### 4 議題

民事訴訟手続のIT化（デジタル化）について

### 5 議事の概要

(1) 委員長あいさつ

(2) 新任委員の自己紹介

新たに任命された委員において、自己紹介がなされた。

(3) 報告

前回委員会（裁判員裁判広報における工夫について）において各委員から出された意見に対し、総務課長から改善点等の報告がなされた。

(4) 議題の説明

第3民事部部総括裁判官において、議題の説明がなされた。

(5) 意見交換

【発言者の表示 ○：学識経験者委員、◎：法曹委員、■：説明者】

- 裁判所において、オンラインの web 会議を行う際のアプリケーションは何を利用しているか。特定のアプリケーションについて、使いにくいとの声はなかったか。
- 訴訟手続の web 会議では Teams を、家事調停手続では Webex を利用しているが、職員から使いにくいとの声はなかった。
- ◎ Teams は汎用ソフトであり裁判手続のための専用ソフトではないが、使ってみると思ったより使いやすかった。
- ◎ 当会の中では Teams のアカウント登録に苦労した、使いにくいとの声や、登録したものの Teams に入れなくなったとの声を聞いたことがある。また、マイクロソフト社のホームページには無料版（クラシック）が使いなくなるとのアナウンスがあった。弁護士の間で今まで使っていた Teams が使いなくなるのではないかと不安が生じており、適切なアナウンスをする等の対策を講じなければならないのではないかと感じている。
- Teams の有料化については、今後の動向を注視していかなければならない。
- 裁判に web 会議を導入することにつき、法的に問題はないのか。
- 民事訴訟法が改正され、当事者双方が web や音声で会議ができる旨の規定が設けられた。ただ、対面とオンラインにはそれぞれ良さがあり、手続選択は個別の事案に応じて検討していくことになる。
- 当事者から対面による裁判を希望されることはないか。
- 現在は、弁護士が代理人に就いた事件を中心に web 会議を実施している。制度導入に当たっては、画面越しでは主張が伝わらないのではないかと危惧される方もいたが、実際やってみると大きな支障はなく実施できていると感じている。
- ◎ コロナ禍と重なって利用が広がり、使ってみると意外と便利であったと思う。web 会議は比較的浸透していると思う。

- ◎ 福岡県の利用状況は争点整理手続の8割程度とのことであり、全国的にも同じような割合と認識している。ただし、今後、代理人の就かない本人訴訟に利用が広がった場合、別の問題を抱えるのではないかと懸念を感じている。
- web 会議に参加するに当たり、場所についての制約やルールはあるか。
  - web 会議を行うに適する場所から参加するという制約はある。適する場所とは、声の漏れない場所、第三者に聞かれない場所等ということになる。例えば、弁護士事務所の閉鎖された会議室や弁護士会館の会議室等も考えられる。場所については、会議の開始前に必ず確認をしている。
- 仮にカフェのような場所で web 会議に参加するような場合は、日を改めることになるのか。
  - 不適切な場所と判断すれば、日を改めることになるであろう。
- 現在、本人確認はどのような方法で行っているのか。また、今後 web 会議の傍聴はどのように行うことになるのか。
  - 本人訴訟の場合の本人確認の方法については、今後、各裁判所において適切な方法を検討していくことになる。傍聴については、前提として、公開が保障されているのは口頭弁論だけであり、争点整理手続は非公開ということになる。口頭弁論について当事者双方が web 会議で参加できることになれば、法廷に大型ディスプレイを設置し、そこに映して傍聴を行っていただくことになるのではないかとと思われる。
- ◎ 福岡家裁では Webex を利用した web 家事調停が開始されており、最近出された報告書によると、代理人が就いていない事案においても Webex を利用した家事調停が行われているようである。家事調停は全件非公開であるため、web 会議を行うに適する場所についての条件が保たれているか、家裁においては、より一層配慮しているようである。
  - 代理人が就いていない家事調停の場合、自宅に架電して在宅確認をしてから web 会議に繋ぐ、といった方法もとられているようである。

- 現在はスマホが主流で、パソコンや固定電話を所有する人が減少しているため、固定電話に電話をして在宅確認をするのは難しくなるのではないかと懸念がある。
- 弁護士の視点から韓国のデジタル化の状況を視察されたと伺っているが、どのようなものであったか。
- ◎ 韓国においては2010年に民事訴訟のIT化が始まり、民事通常事件に関しては2011年からe提出が可能となったと聞いている。2017年ころ釜山の裁判所を訪問したとき、各法廷においても大画面のスクリーンが設置されている等、設備が充実していた。裁判専用のシステムが開発されており、開発に際しては、当事者、特に代理人が就いていない方にとって使いやすいシステムとはどうあるべきか、といった点について相当時間をかけて議論されたと聞いている。弁護士の評判は良かった。民事訴訟においては高い確率で電子訴訟が利用されているが、代理人選任率の低い家事事件では、本人の電子訴訟の利用率は相対的に低いようである。システムを使い慣れていない方にとっては、一定のハードルがあるのではないかと思われる。一方、日本の状況はかなり遅れているということになる。
- web会議の導入により弁護士の間で何が変わったか。
- ◎ 争点整理手続をweb会議でやってみると意外と使いやすく、外出先でもweb会議に参加できるため、「基本的には便利」ということが段々と定着している。e提出に関しては便利であり、実際、紙提出には戻れないという声も聞こえてくる。他方で、例えば、本来紙で提出された書証ではなく、関係者で共有できるデータを確認するような行為を証拠調べ手続といえるのかといったような問題を感じる弁護士もいる。
- 裁判所のシステムも開発途上であり、改良を加えながらやっているところである。
- 画面に映っていないところは見えないというリスクに対して、どのような対処を考えているのか。秘匿すべき事案において、情報が漏れる可能性

に対して、どのような対策をとっているか。

- ◎ 模擬裁判の中で証人尋問を web 会議で行ったが、証人が遠くにいて web で尋問を受ける場合、画面の外から第三者が証人に対しレクチャーすることもできると感じた。web 会議を使った尋問では、不正を完全になくすことは難しいのではないかというのが結論であった。
- web 会議には発信者の背景を映さないようにする機能があるなど、匿名性を確保できる利点もある。なお、今回の法改正で秘匿制度が規定された。
- 秘匿制度に関する今後の進捗については、本委員会の中でも紹介していただきたい。
- web 会議で証人尋問を行う場所について疑問が残るときは、例えば、最寄りの裁判所に出向いていただき、裁判所間で web 会議を繋ぐ方法により実施することになる。
- 大学では演習をする際、隣に人がいないか、必ずカメラで部屋全体を映して確認するというを手順化している。web 会議のアプリケーションはメジャーなものが 3 種類ほど考えられるが、動作不良により途中で止まったりもするので、2 つくらいは使えるようにして臨むように指導している。日本においては 2020 年から web 会議が注目されるようになったが、日本独自のシステムをつくる方向には向かなかった。各アプリの機能も変わっていくので、裁判所においては、各機能の長所を見極めて使用するのが良いのではないだろうか。
- 最終的に裁判の提出書類は、すべてデジタル化する計画はあるのか。また、過去のものはどのようにするのか。
- 将来的には電子データで提出されたものは電子データで保存する方向で話は進んでいるが、過去のものについてはまだ結論に至っていない。現在、事件記録は紙で管理しているので連続性を担保するため、データで提出されたものを紙に印刷している。これは過渡期の取扱いということになる。デジタル化施行後は個別の訴訟事件はいずれ終局していくため、段々と紙

が電子データに入れ替わっていくものと思われる。

- ◎ 一般の方からみて、パソコンの画面を通して裁判手続を進めることに対して、抵抗感はないのか。
- 個人的には、最初からオンラインならば違和感はなく、対面を経験している方にとって違和感が生じるのではないかと思う。学生はオンラインばかりでかわいそうとの声もあるが、オンラインしか知らないので、学生はそうは思っていないところもある。
- 現在は過渡期ということであるので、世代によっては違和感のある方もいるかもしれないが、今後は変わっていくのではないだろうか。

(6) 次回テーマについて

民事調停の活用について